

総評相第80号  
平成22年3月30日

国土交通省自動車交通局長 殿

総務省行政評価局長

継続検査後に交付される車検証の住所表示の見直し（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第21号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「市町村合併が行われた後に自動車の継続検査を受けたが、検査申請書に新しい住所を記載したにもかかわらず、交付された車検証の住所は市町村合併前の町名のままとなっていた。市町村合併後、相当の年月が経過しているのに、現存しない旧町名を表示していることは混乱を招くので、新しい住所で車検証が発行されるよう改善してほしい。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、別紙のとおり、自動車の所有者が継続検査時に新しい住所表示に改める機会を逸しないようにするため、自動車の所有者が車検証の住所表示の変更を希望する場合には、申請者にとって負担の少ない簡便な手続ができるよう取扱いの実施を徹底すること、当該手続について自動車の所有者及び検査手続を行う事業者等に対し、周知文書の配布やポスターの掲示等で積極的に周知を図るとともに、自動車の所有者がこの手続を利用することができるよう、事業者等の団体に周知に関する協力を要請すること等の措置を講じる必要があると考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する貴局の検討結果等について、平成22年9月30日までにお知らせください。

## 【別紙】

### 継続検査後に交付される車検証の住所表示の見直し

#### 1 制度の概要

自動車（注）に関しては、安全性の確保、公害の防止、所有権の公証等のために、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）の規定に基づき、以下のような検査登録制度が設けられている。

（注）自動車には、大きさ、構造、原動機の種類等により、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の種別がある（法第 3 条）。以下においては、主として、普通自動車及び軽自動車について記述するものである。

##### （1）自動車の検査

自動車を使用する場合には、国が定める安全性確保又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「保安基準」という。）に当該自動車が適合していることを確認する検査（以下「自動車検査」という。）を一定期間ごとに受け、国から自動車検査証（以下「車検証」という。）の交付を受ける必要がある（法第 58 条）。

自動車検査には、新たに自動車を使用しようとするときに受ける新規検査（法第 59 条）、車検証の有効期間満了後も自動車を引き続き使用するとき受ける継続検査（法第 62 条）等がある。車検証の有効期間は、自動車の大きさ、用途等により異なっているが、例えば一般家庭等で用いられる自家用乗用車の場合、新規検査後に交付されるものは 3 年、継続検査後に交付されるものは 2 年とされている（法第 61 条）。

なお、自動車（乗用車）の平均使用年数は、普通自動車では約 11 年、軽自動車では約 12 年となっている（平成 20 年 12 月現在。財団法人自動車検査登録情報協会及び指定法人軽自動車検査協会の公表資料による。）。

##### （2）自動車の登録

自動車のうち、普通自動車、大型特殊自動車及び三輪以上の小型自動車を使用する場合には、国土交通大臣が管理する電子情報処理システム内の自動車登録ファイルに登録を受ける必要がある（法第 4 条及び第 6 条）。自動車の登録は所有権の公証及び保有実態の把握を目的としたものであり、

新車や新たに使用に供する中古車については、新規登録を受ける必要があり、その際に国土交通大臣が自動車登録番号を定めることとされている（法第9条）。また、自動車の所有者の氏名、住所、使用の本拠の位置等を変更した場合には、変更登録を行う必要がある（法第12条）。

一方、軽自動車及び二輪の小型自動車については、自動車登録ファイルへの登録対象自動車とはされていないが、新規検査の際に国土交通大臣から車両番号の指定を受けることとされている（法第60条）。

### （3）車検証の記載内容

車検証は、検査の日において当該自動車が保安基準に適合していることを証明した書面であり、自動車の型式、車台番号、所有者の氏名及び住所、使用の本拠の位置等自動車登録ファイルに登録されている最新の情報が記載されており、自動車の取引等の実務においては、事実上、所有者確認の書面として機能している。

車検証の記載事項に変更が生じた場合には、自動車の使用者は15日以内に車検証の記載変更手続を行わなければならない（法第67条第1項）。

また、車検証を最初に交付する新規検査の申請と新規登録の申請は同時に行うものとされ（法第7条第6項及び第59条第2項）、車検証の記載変更の申請と変更登録の申請も同時に行うこととされている（法第12条第2項）。

なお、普通自動車に係る自動車検査及び登録業務については、国土交通省の地方出先機関である運輸支局及び自動車検査登録事務所において実施している。また、軽自動車に係る自動車検査等業務については、指定法人軽自動車検査協会（以下「検査協会」という。）の地方事務所において実施している。

## 2 行政評価局の調査結果

### （1）市町村合併に伴う住所表示の変更への対応

継続検査の際に、検査申請書には市町村合併後の新しい住所で記入したにもかかわらず、運輸支局等から交付された車検証の住所は合併前の住所のままであったとして、国民から、「合併前の住所のままでは混乱を招く」、「別途住所表示の変更手続を車の所有者自らが行わなければならないのは

負担である」、「住所表示の変更は運輸支局で自動的に行ってほしい」など、車検証の住所表示に関する現行の取扱いについて見直しを求める苦情が、総務省の行政相談に平成 17 年以降 13 件寄せられている。

市町村合併については、平成 11 年以降全国的に推進されてきており、市町村数が 3,232（平成 11 年 3 月 31 日現在）から 1,730（22 年 3 月 31 日見込み）となるなど、大きな進ちよくをみせている。こうした市町村合併に伴い、多くの地域で住所表示の変更が行われる場合が生じている。

車検証に記載の住所に変更があった場合、その事由が市町村合併等に伴う住所表示の変更によるときは、車検証の記載変更を行わなくてもよいこととされており（法第 67 条第 2 項）、住所表示が異なっても有効な車検証として扱われる。

また、普通自動車の場合、市町村合併に伴い住所表示の変更があったときには、自動車登録ファイルに現在登録されている変更前の住所表示（以下「旧住所」という。）を変更後の新しい住所表示（以下「新住所」という。）に変更されたものとみなすこととされている（自動車登録令（昭和 26 年政令第 256 号。以下「登録令」という。）第 24 条）。この場合、自動車登録ファイルに記載されている事項を証明する登録事項等証明書については、住所表示が異なっても有効な証明書として扱われる。

このように、市町村合併に伴う住所表示の変更があっても、法令上は車検証や自動車登録の効力自体については変更がないものとされており、自動車の所有者は新たな手続を行う義務を負わない。一方、継続検査の際には、市町村合併後であっても旧住所の記載された車検証が交付されることになっており、車検証に新住所を反映させるためには、自動車の使用者が、継続検査の申請のほかに、変更登録（軽自動車については、記載変更）の申請を改めて行う必要がある。

## （2）電子情報処理システムにおける住所表示の変更の取扱い

自動車検査及び登録に係る情報は電子情報処理システムにより処理されている。

### ア 自動車登録検査業務電子情報処理システム

普通自動車に係る自動車登録ファイルは、最新の登録情報を記録する現在記録ファイルと、新規登録から最新の変更登録に至るまでのすべて

の履歴を記録する保存記録ファイルの二つの登録ファイルから成り、国土交通省本省と全国の運輸支局等をオンラインで結ぶ自動車登録検査業務電子情報処理システム（以下「普通自動車情報システム」という。）により処理されている。

自動車登録ファイルには、所有権の公証及び保有実態の把握という自動車登録制度の目的のため、自動車の登録時点における情報を正確に記録する必要がある。登録は自動車の所有者の申請に基づいて行われ、登録事項の変更があった場合には、自動車の所有者が改めて変更登録の申請を行う必要がある（法第 12 条）。市町村合併により自動車の所有者の住所表示の変更があった場合も、所有者自らが住所に関する変更登録の手続を行わない限り、当該ファイルの登録情報は変更されない。

また、前述（2－（1））のとおり、法令上、旧住所は新住所とみなされるため、旧住所でも支障がないことから、現行の普通自動車情報システムには、市町村合併に伴う住所表示の変更に対応して、自動車登録ファイルに記録されている旧住所を新住所に自動的に変更するような機能は付与されていない。

このため、市町村合併に伴う住所表示の変更があった後に継続検査を受けた場合には、直近の登録時点（変更登録の手続を行わない限り、新規登録の時点）で自動車登録ファイルに記録されている登録情報に基づき確認が行われるため、継続検査後に普通自動車情報システムにより印字される車検証には、市町村合併以前に自動車登録ファイルに記録された旧住所が記載されることとなる。したがって、車検証に新住所を印字するためには、自動車登録ファイルに記録された旧住所を自動的に変更するよう普通自動車情報システム自体の改修が必要となる。

#### イ 軽自動車電子情報処理システム

軽自動車については、電子情報処理システム内の軽自動車検査ファイルに、自動車検査、車検証等に関する事項が記録されており、検査協会本部と全国の地方事務所をオンラインで結ぶ軽自動車検査業務電子情報処理システム（以下「軽自動車情報システム」という。）により処理されている。

車検証の記載事項に変更があった場合には、記載変更手続を行わな

ればならないが、前述（２－（１））のとおり、市町村合併に伴う住所表示の変更の場合には、当該手続を行わなくてもよいこととされているため、現行の軽自動車情報システムには、市町村合併に伴う住所表示の変更に対応して、軽自動車検査ファイルに記録されている旧住所を新住所に自動的に変更するような機能は付与されていない。

このため、市町村合併に伴う住所表示の変更があった後に継続検査を受けた場合には、普通自動車の場合と同様に、軽自動車情報システムにより印字される車検証には、旧住所が記載されることとなる。したがって、車検証に新住所を印字するためには、軽自動車検査ファイルに記録された旧住所を自動的に変更するよう軽自動車情報システム自体の改修が必要となる。

#### ウ 他の電子情報処理システム

国の行政機関が運用する他の業務処理システムをみると、例えば社会保険や恩給の業務処理システムにおいては、受給者等の住所については、送金通知書等の書類を送付するために必要な情報であることから、市町村合併等により地名変更があった場合、専用のプログラム等により随時、住所情報を更新している。

また、不動産登記の業務処理システムにおいては、登記の対象となる不動産登記記録の表題部にある所在地情報については、市町村合併等による地名変更が生じる都度、随時、新地名に更新している。しかし、当該システムにおいても、いわゆる所有者の住所については、自動的に更新される仕組みとはされていない。

### （３）運輸支局等における住所表示の変更の取扱い

#### ア 住所変更手続の窓口の一本化の導入

前述（２－（１））のとおり、継続検査後に交付される車検証に新住所を反映させるためには、継続検査の申請のほかに、変更登録の申請を改めて行う必要があり、実際に運輸支局等で手続を行う場合には、継続検査の申請については「検査整備保安部門」の窓口、変更登録の申請については「登録部門」の窓口でそれぞれ手続をする必要がある。

当省石川行政評価事務所は、本件と同趣旨の申出を契機に、平成 18 年

9月、国土交通省石川運輸支局に対し、市町村合併に伴い生じる車検証の住所表示の変更手続の周知と利便の向上を図るため、当該手続の改善についてあつせんした。

その結果、石川運輸支局では、平成18年10月から、①これまで登録部門でのみ受け付けていた変更登録の申請を、検査整備保安部門において継続検査の申請と同時に受け付け、手続の窓口を一本化することとし、②その際には、申請手数料を無料とし、③また、これらの手続の周知を図るため、手続について解説したチラシを配布するとともに、同じ趣旨の「お知らせ」を支局窓口に掲示することなどの取組を実施することとした。本取組により、市町村合併に伴う住所表示の変更件数は、平成18年度の3,085件から19年度には5,295件と大幅に増加しており、合併による住所表示の変更の促進に一定の効果があつたものと考えられる。

#### イ 住所変更手続の窓口の一本化の実施状況

当局が全国7か所の運輸支局（秋田、群馬、石川、三重、滋賀、岡山及び熊本）を抽出し、市町村合併に伴う車検証の住所表示の変更手続（以下「合併による住所表示の変更手続」という。）に係る取組状況について調査したところ、継続検査の申請時に住所表示の変更を希望する場合には、継続検査の申請窓口で、同申請と変更登録の申請を同時に受け付けるという取組は、いずれの支局においても実施されている。

しかしながら、こうした手続ができることについての周知方法は、運輸支局により区々となっている上、いずれの運輸支局においても末端ユーザーである自動車の所有者に対する利用の周知などは特段行っておらず、周知が十分に図られているとは言えない状況であった。

したがって、継続検査の申請と住所表示の変更登録の申請を同時に行うことを進めるためには、末端ユーザーである自動車の所有者に対して、こうした手続があることを周知する必要がある。

また、我が国では、年間2,246万台（平成19年）の継続検査が行われているを受けている。このうち、約9割の2,043万台については、自動車の所有者が法に定める指定工場又は認証工場（以下「自動車整備事業者等」という。）に検査を依頼して実施したものであり、自動車の所有者自らが検査機関（運輸支局、自動車検査登録事務所及び検査協会地方事

務所) に自動車を持ち込んで検査手続を行ういわゆる「ユーザー車検」によるものは1割に満たない(203万台)。このため、自動車の所有者に代わって検査手続を行う自動車整備事業者等から自動車の所有者に対し、合併による住所表示の変更手続があること、この手続を希望するかどうかについて確認してもらうことも必要であり、各々の自動車整備事業者等だけでなく、業界団体の協力を得ることが不可欠と考えられる。

#### (4) 国土交通省の意見

##### ア 電子情報処理システムの改修について

国土交通省では、前述(2-(2)-ア)のように普通自動車情報システムを改修するためには、同システムに蓄積している約53万件(平成21年10月現在)の住所について、住所表示の変更の有無をチェックし、変更があるものについて新住所に対応づけるプログラムを追加する必要があり、そのためには数億円の費用を要すると説明している。また、平成24年1月稼働を予定して構築中の新システムに当該プログラムを追加することは、上記2-(2)のとおり、必要性が小さいこと、作業日程等からみて困難であるとしている(自動車交通局自動車情報課)。

また、前述(2-(2)-イ)のように軽自動車情報システムを改修するためには、普通自動車の場合と同様のプログラムを追加する必要があり、数千万円の費用を要する上に、当該プログラムを追加した場合、軽自動車情報システムに電算化する以前の検査記録(平成15年12月以前に車両番号の指定を受けた約600万台分の記録)の住所については、新住所に対応づける処理に時間がかかるため、サービスの低下につながるおそれがあると説明している(自動車交通局技術企画課)。

##### イ 運輸支局等の窓口における対応について

各窓口における住所表示の変更手続の取組に関して、国土交通省では、普通自動車等については、全国の運輸支局においては平成18年度以降、それぞれ独自の方法で合併による住所変更に係る取組を実施しており、実施方法については、選択肢があつてよいと考えているが、全国的な実施状況については、区々となっている面もあるので効率的な実施方法等について検討していきたいとしている(自動車交通局自動車情報課)。



また、軽自動車等については、継続検査と同時に新しい住所表示に変更を希望する者には、記載変更の申請手続きをしてもらっているが、今後の実施方法については、普通自動車の場合の取り扱いも踏まえつつ方策を検討したいとしている（自動車交通局技術企画課）。

#### 4 結論

前述のとおり、車検証の記載事項を変更するには、変更登録（軽自動車については、記載事項変更）の申請が必要であり、市町村合併に伴う住所表示の変更の場合も同様であるが、この場合は当該申請を行わなくてもよいこととされていることから、車検証の効力自体は変わらない。

しかし、本件の申出のように、市町村合併が行われた場合は、自動車の所有者に負担を強いることなく、行政機関の責において車検証の住所表示を変更してほしいという要望は、当然のことであると考えられる。

こうした国民の要望に応える方策として、現行の普通自動車情報システム及び軽自動車情報システムを改修することが挙げられるが、改修には、多額の費用を要することとなり、その必要性や効果等を総合的に考えると必ずしも最善の方策とは言えないものと思われる。一方、国土交通省では、前述（3）のとおり、普通自動車については、行政サービスとして、車検証の住所表示の変更を希望する場合には、手続きが簡便に行える取組を各運輸局で実施しており、この取組を徹底させることにより、実質的に苦情の救済を図ることが可能となるものと考えられる。

しかし、こうした取組に関する各運輸局管内の自動車整備事業者等や自動車の所有者への周知等の対応については必ずしも十分に図られているとはいえない状況であり、いまだに苦情が寄せられていることから、この取組が行われていることを自動車の所有者が十分に認識しているとはいえない状況となっている。

したがって、国土交通省は、自動車の所有者が継続検査時に新しい住所表示に改める機会を逸しないようにするため、次の措置を講ずる必要がある。

① 普通自動車の所有者が車検証の住所表示の変更を希望する場合には、運輸支局等の継続検査の申請窓口において、同申請と同時に変更登録の申請を受け付けるなど、申請者にとって負担の少ない簡便な手続きができるよう全運輸支局及び自動車検査登録事務所における取扱いの実施を徹底するこ

と。

- ② こうした簡便な手続が可能であることを、自動車の所有者及び検査手続に関与する事業者等に対し、周知文書の配布やポスターの掲示等で積極的に周知を図るとともに、自動車の所有者がこの手続を利用することができるよう、当該事業者等の団体に周知に関する協力を要請すること。

また、その実効性を確保するためのガイドラインを作成することについて検討すること。

- ③ 軽自動車に関しても、車検証の住所表示の変更について、普通自動車に準じた取組が行われるよう軽自動車検査協会を指導すること。